



西宮市長 様

課税番号 (市役所記載欄)	— —
------------------	-----

(表面)

令和4年度(令和3年分)市・県民税 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額 申告書
(上場株式等に係る所得の内、所得税と市・県民税とで異なる課税方式を選択するものを記載)

※市・県民税の課税方式の選択は、納税通知書が送達されるときまでに申告が必要です。
選択は1回限りとします。後日、課税方式を変更することはできませんのでご注意ください。

現住所		フリガナ					本人確認書類
		氏名					
電話番号		個人番号					運・保・マ パ・在 他()
		生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	

(添付資料及び注意事項については、裏面をご確認ください)

※必要書類の提出・提示にご協力いただけない場合、詳細が確認出来ず、申告内容を判断しかねますので受付出来ないことがあります。

①上場株式等の配当所得等・譲渡所得等(特定口座分(源泉徴収あり))に係る市・県民税の課税方式の選択について次のとおり選択します。

<input type="checkbox"/> 1. 上場株式等の配当所得等・譲渡所得等について、市・県民税は <u>すべて申告不要を選択</u> します。 ⇒すべて申告不要とする場合は下表の(エ)から(ケ)に「0円」と記入してください。 ※総合課税の株式配当に未公開株式が含まれる場合には、必ず2.を選択の上、下記(ア)及び(エ)に未公開株式分の配当所得金額の記載をお願いします。(未公開株式配当は、市・県民税においては申告不要には出来ず、必ず総合課税で申告する必要があります。) <input type="checkbox"/> 2. 上場株式等の配当所得等・譲渡所得等について、市・県民税では下記のとおり申告します。

申告区分	種類	収入金額	所得金額	特別徴収された住民税額	本年分から差し引く繰越損失額
総合課税	株式配当(未公開株式を含む)	(ア) 円	(エ) 円	(キ) 円	
申告分離課税	上場株式等の譲渡等	(イ) 円	(オ) 円	(ク) 円	(コ) 円
	上場株式等の配当等	(ウ) 円	(カ) 円	(ケ) 円	(サ) 円

②過去3年で上場株式等に係る損失額を市・県民税でも申告している方は別紙「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」についても必ずご提出ください。

⇒繰越控除明細書 あり なし

(市役所使用欄)

連絡事項入力済 <input type="checkbox"/>	受付	入力前点検		入力	点検
徴収CD	/	/	/	/	/
1・2・3					
DBなし					

【添付資料】

(裏面)

- 本人確認資料
- 確定申告書の控えの写し
- 申告不要とする上場株式等の配当所得や譲渡所得に関する特定口座年間取引報告書の写しなど所得の内訳が確認できる資料（申告金額0円の場合も必要です）
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書（過去3年間の繰越を申告する場合のみ）
- 所得税の確定申告で提出した上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用の付表等、過去3年分の繰越額のわかる資料（過去3年間の繰越を申告する場合で可能な限り添付してください）
- 所得税の確定申告で提出した外国税額控除に関する明細書（外国税額控除を申告した場合のみ）

【注意事項】

1. この申告書は、上場株式等に係る所得について申し出いただくものです。
非上場（一般）株式に係る所得は対象外です。
2. 大口株主（発行済み株式の3%以上保有）に該当する場合は、所得税、市・県民税ともに総合課税のみとなります。（分離課税や申告不要制度は選択出来ません。）
3. 非上場株式の少額配当（1銘柄につき1回に支払を受ける金額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じてこれを12で除した金額以下の非上場株式配当金）に該当する場合、所得税は申告不要制度を選択できますが、市・県民税は総合課税での申告が必要です。
4. 源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等にかかる譲渡損失に対して申告分離課税を選択した場合、その同一口座内の取引全てを（配当所得も含む）申告する必要があります。
5. 源泉徴収ありの特定口座以外で取引された株式譲渡所得等は、所得税、市・県民税ともに申告分離課税のみとなります。
6. 特定公社債等の利子等を申告する場合は申告分離課税のみでの申告となります。
7. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除がある方で、申告不要制度を選択した場合、繰越控除を使用する期間（譲渡損失を計上した年の翌年以後の3年間）は市・県民税の申告の際に繰越控除明細書の提出が必要となります。また、この期間中に市・県民税の繰越控除明細書の提出がない場合、確定申告で申告した繰越控除金額が市・県民税に適用されます。
8. 繰越額は市・県民税で申告した所得に応じて計算されますので、所得税の確定申告で申告された繰越額とは異なる場合があります。繰越額は添付資料と過去の課税データを基に市で計算します。
9. この申告書を提出することにより所得が減少する場合で、それにより、他の納税義務者の扶養親族等となる場合、当該他の納税義務者について、別途「市・県民税申告書」の提出を要する場合があります。